一般財団法人宮城県建築住宅センター
構造計算適合性判定業務　判定手数料について

表１　判定手数料（ 業務規程　第 21 条第１項）　　単位：円（1 棟あたりの金額）

	床面積の合計	構造計算が大臣認定プログラムによって行われたもの	構造計算が左記以外の方法で行われたもの
(1)	1,000㎡以内のもの	150,000	216,000
(2)	1,000㎡を超え、2,000㎡以内のもの	179,000	276,000
(3)	2,000㎡を超え、10,000㎡以内のもの	226,000	349,000
(4)	10,000㎡を超え、50,000㎡以内のもの	308,000	514,000
(5)	50,000㎡を超えるもの	430,000	859,000

備考

１．手数料の算定にあたり、申請又は通知に係る棟の二以上の部分が令第３６条の４に規定するエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合は、当該棟の部分はそれぞれ別の棟とみなす。

２．手数料の算定にあたり、申請又は通知に係る棟が増築され、既存の棟と一体の構造となる場合においては、当該申請又は通知に係る棟の床面積と当該既存の棟の床面積を合計した面積を上表の床面積の合計とみなす。

３．計画変更申請における手数料は、床面積の合計の 1/2 の面積（床面積が増加する場合は増加する部分の床面積に増加する部分以外の床面積の 1/2 を加算した面積）による手数料とする。ただし、別棟による増築等における手数料は増築等部分の床面積の合計による手数料とする。